6　本協定弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権弁済基準額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

第３　求償権の放棄

以下の協定債権者（以下「本保証人」という。）は、本協定の認可の決定が確定することを条件として、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する債権（本協定の認可の決定が確定した時点において清算株式会社に対して有している求償権の他、本保証人各自について作成された平成29年８月31日付保証債務弁済計画に基づき、本保証人が保証債務を弁済することによって清算株式会社に対して取得する求償権を含む。）を全て放棄する。

別紙１　番号13　株式会社ＪＡＭＭＹ
別紙１　番号14　鈴見　純孝
別紙１　番号15　鈴見　慶子

第４　担保権の取扱

１　未処分担保物件は、以下のとおり処分する。

⑴　清算株式会社は、未処分担保物件を、監督委員の同意を得て売却処分する。

⑵　清算株式会社は、未処分担保物件の実質売却価格（売却価格から売却手数料、諸税などを控除した金額）を被担保債権に充当する。

⑶　前項の充当は、元本、利息、遅延損害金の順とする。

⑷　平成29年９月末日までに未処分担保物件が売却処分できない場合、当社と担保権者で協議のうえ、当該未処分担保物件の担保権放棄を検討する。

２　担保権を有する全ての協定債権者につき、当該協定債権者が担保権を有する未処分担保物件が全て処分され（前項⑷の担保権放棄の場合を含む。）、前項に基づく被担保債権への弁済充当が完了することをもって、当該協定債権者の協定債権弁済基準額が確定するものとする。

（別紙省略）

大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２８年（再）第１０号

愛知県春日井市上田楽町川原先2466番地１
再生債務者　株式会社キタガワ工芸

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成29年11月２日

名古屋地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成２９年（再）第８号

静岡県浜松市西区大久保町1227番地
再生債務者　村松風送設備工業株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　静岡県浜松市中区中央２丁目10番１号　浜松青色会館４階　辻慶典法律事務所
弁護士　辻　　慶典

平成29年11月２日

静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

再生手続開始

平成２９年（再）第３３号

東京都港区虎ノ門１丁目16番16号　虎ノ門一丁目ＭＧビル
再生債務者　ラポール株式会社

１　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時30分

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年11月29日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成30年１月15日から平成30年１月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第２５号

栃木県那須塩原市折戸148番地
再生債務者　株式会社塩原ゴルフクラブ

１　決議に付する再生計画案　平成29年10月５日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成29年12月27日午前10時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成29年12月19日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成29年12月13日

平成29年11月２日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２６年（再）第２０号

千葉県君津市三直1348番地１
再生債務者　学校法人翔凜学園（旧名称学校法人千葉国際）

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成29年10月31日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第４１号

東京都港区芝公園２丁目９番３号
再生債務者　プラス・ポイント・パートナーズ株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行が確実と認める。

平成29年10月31日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第４号

岐阜県下呂市宮地1083番地１の８
再生債務者　株式会社下呂カントリークラブ

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成29年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２８年（再）第１０号

愛知県春日井市上田楽町川原先2466番地１
再生債務者　株式会社キタガワ工芸

１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　名古屋市東区泉１丁目１番31号吉泉ビル５階　中島総合法律事務所　弁護士　中島　健一

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年11月２日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第４２号

兵庫県川西市清和台東３丁目２番地の６
再生債務者　松浦　　徹

１　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年11月22日まで

４　一般異議申述期間　平成29年12月６日から平成29年12月13日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２９年（再イ）第１５９号

さいたま市岩槻区城南４丁目７番23－３号
再生債務者　中野　敏和

１　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年11月24日まで

４　一般異議申述期間　平成29年12月７日から平成29年12月14日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第７３号

静岡県焼津市三ケ名603番地の８
再生債務者　鄭　　相国

１　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年11月24日まで

４　一般異議申述期間　平成29年12月４日から平成29年12月14日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１４３号

愛知県半田市新居町１丁目32番地
再生債務者　杉本　秀磨

１　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年11月24日まで

４　一般異議申述期間　平成29年11月30日から平成29年12月７日まで

名古屋地方裁判所民事第２部